

## 階上町民の皆様へ

# 新型コロナウイルス感染症対策における 施設の対応・今後のイベントについて

## 施設の対応について

※各施設の利用停止期間などは、状況により変更となる場合があります。

- **町民プール**      オープン時期は**未定**です。
- **石鉢ふれあい交流館**  
4月11日から4月19日まで、**トレーニングルームの利用を停止**します。  
(20日はトレーニングルームの休館日です)  
同期間中、**貸館は夜7時まで**とします。
- **町民体育館・中央体育館・道仏交流センター（集会所分を除く）**  
4月11日から4月19日まで、**利用を停止**します。(20日は体育館の休館日です)
- **図書室（ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館、石鉢ふれあい交流館）**  
当面の間、図書室内での**閲覧・学習等の利用を不可**とします。  
貸し出し・返却の利用は通常通り可能とします。
- **貸館（ハートフルプラザ・はしかみ、道仏公民館、石鉢ふれあい交流館）**  
当面の間、個人・団体ともに**高校生以下の利用を停止**します。
- **民俗資料収集館**      4月14日の**開放日を休止**します。

## 今後のイベントについて

- 町制施行40周年記念式典（5月23日）      ⇒ **延期**
- 第22回はしかみ臥牛山まつり（5月30日・31日）      ⇒ **中止**
- 第29回はしかみつつじマラソン大会（5月31日）      ⇒ **中止**
- 東京2020オリンピック聖火リレー（6月12日）      ⇒ **延期**

## 悪質商法や風評・デマについて

**新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した悪質商法や詐欺に気をつけましょう！**

不安に感じたら、八戸消費生活センター（☎0178-43-9216）へご連絡ください。

**根拠のない風評やデマに惑わされないようにしましょう！**

正確な情報に基づいて正しい行動ができるよう新型コロナウイルス感染症については、次へお問い合わせ・ご相談ください。

### 【新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ・相談先】

- 三戸地方保健所      ☎0178-27-5111
- 青森県新型コロナウイルス感染症コールセンター      ☎0120-123-801（24時間対応）

※町ホームページに「新型コロナウイルス感染症ポータルページ」を開設し、随時内容を更新しています。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により、 町税や保険料などの納付が困難となられた方へ (相談窓口のご案内)

## ●税金等の徴収猶予について（税務課収納グループ）

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、税務課収納グループ（☎88-2114）まで問い合わせてください。

### ①災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### ②ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### ③事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

### ④事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

## ●その他問い合わせ先

【年金についての相談】	八戸年金事務所 町民生活課戸籍住民グループ	☎43-7369 ☎88-2872
【後期高齢者医療保険料についての相談】 【保育料についての相談】	健康福祉課健康増進グループ 健康福祉課福祉グループ	☎88-2219 ☎88-2641
【下水道使用料、町営住宅使用料についての相談】	建設課下水道グループ	☎88-2120
【奨学金についての相談】 【給食費についての相談】	教育課学校教育グループ 学校給食センター	☎88-2495 ☎80-1194

## ●融資制度について（産業振興課商工観光グループ）

町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者で、一定の要件を満たしている町内事業者に対して信用保証料の補助を行います。詳しくは産業振興課商工観光グループ（☎88-2875）まで問い合わせてください。

## ●一時的な資金の緊急貸付について（社会福祉協議会）

社会福祉協議会では、休業や失業等により生活資金でお悩みの方を対象に、「緊急小口資金」および「総合支援資金」の特例貸付を行います。詳しくは階上町社会福祉協議会（☎88-3067）まで問い合わせてください。

### 緊急事態宣言を受けて、町民の皆様へのお願い

- ①「咳エチケット」やこまめな「手洗い」など、しっかりと行ってください。
- ②「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3密」をできる限り避けてください。
- ③不要不急の緊急事態措置実施区域への移動や、同区域からの移動を自粛してください。